大阪府立高等学校空調設備更新ＰＦＩ事業

入札説明書

平成30年6月8日

大阪府

目　次

[第1 事業概要 1](#_Toc512485460)

[1． 事業名称 1](#_Toc512485461)

[2． 公共施設等の管理者 1](#_Toc512485462)

[3． 事業目的 1](#_Toc512485463)

[4． 事業の内容 1](#_Toc512485464)

[第2 入札参加者に関する条件 4](#_Toc512485465)

[1． 入札参加資格等 4](#_Toc512485466)

[2． 参加資格の喪失 8](#_Toc512485467)

[第3 事業者の募集及び選定に関する事項 9](#_Toc512485468)

[1． 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方 9](#_Toc512485469)

[2． 選定の手順及びスケジュール 9](#_Toc512485470)

[3． 事業者を選定しない場合 9](#_Toc512485471)

[第4 入札に関する事項 10](#_Toc512485472)

[1． 入札手続き 10](#_Toc512485473)

[2． 入札参加に関する留意事項 13](#_Toc512485474)

[3． 入札予定価格 14](#_Toc512485475)

[第5 落札者の決定 15](#_Toc512485476)

[1． 落札者の決定 15](#_Toc512485477)

[2． 審査結果の通知 15](#_Toc512485478)

[3． 審査結果等の公表 15](#_Toc512485479)

[第6 提案に関する条件 16](#_Toc512485480)

[1． 事業者が行う業務 16](#_Toc512485481)

[2． 業務の委託 16](#_Toc512485482)

[3． 事業者の収入 16](#_Toc512485483)

[4． 府によるモニタリングの実施 16](#_Toc512485484)

[5． 保険 16](#_Toc512485485)

[6． 府と事業者の責任分担 16](#_Toc512485486)

[7． 財務書類の提出 17](#_Toc512485487)

[第7 契約に関する事項 18](#_Toc512485488)

[1． 契約手続き 18](#_Toc512485489)

[2． 事業契約の概要 18](#_Toc512485490)

[3． 契約金額 18](#_Toc512485491)

[4． 契約の保証 18](#_Toc512485492)

[5． 特別目的会社の設立 18](#_Toc512485493)

[6． 事業者の事業契約上の地位 18](#_Toc512485494)

[7． 金融機関との協議 19](#_Toc512485495)

[8． 管轄裁判所の指定 19](#_Toc512485496)

[第8 その他 20](#_Toc512485497)

[1． 法制上及び税制上の措置 20](#_Toc512485498)

[2． 財政上及び金融上の支援 20](#_Toc512485499)

[3． 事業の継続が困難となった場合における措置 20](#_Toc512485500)

[4． 情報提供 20](#_Toc512485501)

[5． 問い合わせ先 20](#_Toc512485502)

別紙1　本事業の対象校一覧

別紙2　参考図書の貸与について

この入札説明書は、大阪府が、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117）に基づき特定事業として選定した大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業を実施する民間事業者を総合評価一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の２）により募集及び選定するにあたり、公表するものです。

事業の基本的な考え方は、2018（平成30）年3月15日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）と同様であるが、本事業の条件等について、実施方針に関する質問に対する回答（2018（平成30）年5月22日公表）等を反映し、一部変更しています。したがって、入札参加者は、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）及び事業契約書（案）（以下「入札説明書等」という。）の内容を踏まえ、入札に参加することとします。

なお、入札説明書等と実施方針及び実施方針等に関する質問・意見に対する回答に相違のある場合は、入札説明書等の規定が優先することとします。また、入札説明書等に記載がない事項については、入札説明書等に関する質問に対する回答によることとします。

【用語の定義】

|  |  |
| --- | --- |
| 用語 | 定義 |
| 本事業 | 大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業をいいます。 |
| 府 | 大阪府をいいます。 |
| 空調設備 | 本事業において業務の対象となる空調機器設備、配管設備、自動制御設備、換気設備及びその他の一切の設備等をいいます。 |
| 対象校 | 本事業の対象となる府立高等学校をいいます。 |
| 対象室 | 本事業の対象となる普通教室、職員室及び一部の管理諸室・特別教室をいいます。 |
| 整備対象設備 | 空調設備のうち、本事業において更新又は新設により設置され、事業期間を通して維持管理業務の対象となる設備をいいます。 |
| 点検対象設備 | 空調設備のうち、本事業とは別に設置されている設備で、本事業において法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）の対象となる設備をいいます。 |
| PFI法 | 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）をいいます。 |
| 選定事業者 | 府と事業契約を締結し本事業を実施する事業者をいいます。 |
| 入札説明書等 | 公募の際に府が公表する書類一式をいいます。具体的には、入札説明書、要求水準書、落札者決定基準、様式集、基本協定書（案）、事業契約書（案）、その他必要な文書をいいます。 |
| 入札参加者 | 本事業を実施するために必要な能力を備えた法人（以下に定義する構成員及び協力企業）で構成されるグループをいいます。 |
| 構成員 | 入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負し、特別目的会社に出資を行う法人をいいます。 |
| 協力企業 | 入札参加者を構成する法人で、業務の一部を特別目的会社から直接受託・請負するが、特別目的会社には出資を行わない法人をいいます。 |
| 代表企業 | 構成員の中で応募手続きを行い、府との対応窓口となる１法人をいいます。 |
| 参加資格確認基準日 | 入札参加資格審査書類の受付締切日をいいます。 |
| 性能基準 | 事業契約に定める空調設備の性能をいいます。 |
| 更新 | 既存の空調設備の撤去を行い、新たに空調設備を設置することをいいます。 |
| 実施方針等 | 実施方針及び要求水準書をいいます。 |
| 選定委員会 | 大阪府立高等学校空調設備更新ＰＦＩ事業選定事業者の選定委員会をいいます。 |

1. 事業概要
	1. 事業名称

大阪府立高等学校空調設備更新PFI事業

* 1. 公共施設等の管理者

大阪府知事　松井　一郎

* 1. 事業目的

本事業は、対象室における空調設備の更新及び維持管理等を行うことにより、夏季及び冬季の室温を適温に保ち、生徒に望ましい学習環境を提供することを目的とし、さらに事業実施にあたっては、民間の技術的能力等を最大限に活用して短期間に整備することで学校間の公平性を確保するほか、維持管理を含めた効率的な運用でコスト削減を図ります。

* 1. 事業の内容

府は、夏季の冷房及び冬季の暖房を行う空調設備に関して、府内の高等学校129校の普通教室、職員室及び一部の管理諸室・特別教室3,800室程度において、老朽化した空調設備の更新等を実施します（対象校及び対象室の数については、確定ではありません）。また、事業期間を通して整備対象設備の維持管理及び点検対象設備の法定点検を行います。

なお、対象校及び所在地は、別紙1「本事業の対象校一覧」を参照してください。

* + 1. 事業範囲

本事業の対象となる業務の範囲は以下のとおりとします。

* + - 1. 設計業務
				1. 設計のための事前調査業務
				2. 設計のための対象校の一般図（配置図、各階平面図）作成業務
				3. 施工に係る設計業務（各対象校の設計図書の作成等）
				4. その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、府が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）
			2. 施工業務
				1. 施工のための事前調査業務
				2. 整備に伴う一切の工事（更新の対象となる既存の空調設備の撤去、新たな空調設備の設置、エネルギー関連の設備の整備、デマンド監視装置の適切な設定、植栽その他既存施設等の移設・復元、既存の冷媒の回収・引き渡し等を含みます。）
				3. その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査、セルフモニタリングによる確認・報告、府が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）
			3. 工事監理業務
				1. 施工に係る工事監理業務
				2. その他、付随する業務（業務水準に関するチェックリストの作成及び提出、並びに調整、報告、申請、検査等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）
			4. 所有権移転業務
				1. 施工完了後の府への整備対象設備の所有権の移転業務
			5. 維持管理業務

（ア）維持管理のための事前調査業務

* + - * 1. 整備対象設備の性能の維持に必要となる一切の業務（空調設備を事業期間内に利用できる状態に保つために必要な定期点検、保守、修繕、フィルター清掃、消耗品交換、その他一切の設備保守管理業務等）
				2. 整備対象設備に係る緊急時対応業務（問合せ対応、緊急修繕等）
				3. 整備対象設備の運用に係るデータ計測・記録業務
				4. 整備対象設備の運用に係るアドバイス業務（運転マニュアルの作成、省エネ運用に関する助言等）
				5. 整備対象設備及び点検対象設備の法定点検業務（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）に係る点検業務等）
				6. その他、付随する業務（計画書・手順書・帳票等の作成、調整、維持管理記録の提出・報告、セルフモニタリングによる確認・報告、府が行うモニタリングへの協力等。なお、調整業務には、対象校との調整も含みます。）
			1. 所有権移転後の移設等業務
				1. 空調設備の所有権移転後に、対象校の学級増、統廃合、改修・改築工事、設備工事等により空調設備の移設、増設、廃棄等（以下「移設等」という。）が必要となった場合の移設等業務

空調設備の移設等業務に係る費用は、別途に締結する契約に基づき、府の負担とします。

* + - 1. 府が行う業務

以下の業務は、府が行います。

* + - * 1. エネルギー調達・供給業務

空調設備の運転に必要となる電気、ガス等のエネルギーの調達、供給は府が行い、その費用は、府が負担します。

* + 1. エネルギーの種別

空調設備の運転に必要となるエネルギーの種別については、選定事業者において電気、都市ガス及び液化石油ガスのいずれかから設定することとします。エネルギー価格、エネルギー供給における安定性及び環境への負荷等の観点から、適切なエネルギーを選択し提案することとします。また、エネルギーは組み合わせて提案できることとします。ただし、各対象校内におけるエネルギー方式は、原則として学校単位で統一することとします。

* + 1. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日（2019（平成31）年3月を予定）から、2041年3月末までとします。

* + 1. 事業スケジュール

空調設備の施工は、3か年に分けて実施します。具体的なスケジュールは以下のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 契約締結日 | 2019（平成31）年3月 |
| 設計期間 | 2019（平成31）年3月～各対象校における施工開始まで |
| 施工期間 | 2020年4月～2023年3月末※上記の期間の中で空調設備の設置を完了するものとします。 |
| 維持管理期間 | 2020年4月～2041年3月※各年度に設置された空調設備の維持管理業務の開始は、引渡日の次の日からとします。※個々の空調設備の維持管理期間は約18年間とし、設置されて維持管理が開始された年度から18年後の年度の末日をもって、維持管理業務の対象から除外します。 |
| 事業終了 | 2041年3月末 |

* + 1. 事業方式

本事業は、PFI法に基づき、選定事業者が、自らの資金で設計業務、施工業務、工事監理業務を実施し、設置完了後、府に所有権を移転し、事業期間を通して維持管理業務等を行うPFI-BTO（Build-Transfer-Operate）方式により実施します。

1. 入札参加者に関する条件
	1. 入札参加資格等

入札参加者の構成員及び協力企業は、以下の（1）及び（2）で規定する入札参加資格の各要件を、参加資格確認基準日に満たす者でなければ入札に参加できません。

なお、選定委員会の設置日以降に、本事業について委員に接触を試みた者については、入札参加資格を失うこととします。

* + 1. 入札参加者の構成等
			1. 入札参加者の構成

入札参加者は、設計業務を行う企業、施工業務を行う企業、工事監理業務を行う企業、維持管理業務を行う企業、その他企業により構成されるものとします。

入札参加者は、選定事業者決定後、本事業を実施するために、会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として、特別目的会社を設立することとします。入札参加者は、あらかじめ構成員の中から代表企業を定め、その代表企業が入札参加手続を行うこととします。

特別目的会社を設立するにあたっては、次の要件をすべて満たしてください。

* + - * 1. 代表企業は、特別目的会社の出資者のうち最大の出資を行ってください。
				2. 構成員以外の者が出資することも可能ですが、構成員以外の者の出資は、特別目的会社の議決権株式の50％未満でなければなりません（構成員が、事業期間中、特別目的会社の議決権株式の過半数を保有していなければなりません）。
				3. 出資者は、本事業が終了するまで特別目的会社の株式を保有するものとし、府の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他の一切の処分を行ってはいけません。
			1. 構成員等の明示

参加表明書及び資格審査書類の提出時には、入札参加者の代表企業、構成員及び協力企業について明らかにしてください。特別目的会社に構成員以外の法人が出資する場合には、当該法人もすべて明示してください。

* + - 1. 複数業務の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業が、第1・4.・（1）に示す複数の業務を兼ねて実施することは妨げませんが、同一の対象校における「施工業務」と「工事監理業務」を同一の者又は資本面若しくは人事面において密接な関連のある者が兼ねてはなりません。

なお、「資本面において密接な関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える議決権を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において密接な関係のある者」とは、当該企業の役員（会社法（平成17年法律第86号）第329条第１項の規定による役員をいいます。ただし、社外取締役及び社外監査役の場合を除く。）を兼ねている場合をいいます（以下同じ。）。

* + - 1. 複数応募の禁止

入札参加者の構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできません。また、各業務を担当する企業及び同企業と資本面又は人事面において密接な関連のある者についても、他の入札参加者の構成員又は協力企業になることはできません。

* + - 1. 中小企業への配慮

入札参加者は、大阪府中小企業振興基本条例（平成22年条例第57号）の趣旨に鑑み、中小企業者の受注機会の増大に配慮してください。

* + - 1. 入札参加者の変更及び追加

本事業の入札への参加の意思を表明した入札参加者の変更は、府がやむを得ないと認めた場合を除き、原則として認めません。

* + 1. 入札参加者の備えるべき参加資格要件

入札参加者の構成員は、以下で規定する参加資格要件を、入札参加資格審査書類の受付締切日（参加資格確認基準日）に満たしていなければならず、当該要件を満たしていない構成員及び協力企業を含む入札参加者の応募は認めません。

また、入札参加資格審査書類に事実と異なる記載のある者は、当初から参加がなかったものとみなします。

また、本事業について選定委員会の選定委員に接触を試みた者については入札参加資格を失います。

* + - 1. 入札参加者の共通参加資格要件

次に掲げる項目に該当する者は、参加グループの構成員にはなれないものとします。

* + - * 1. 法人でない者
				2. 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人
				3. PFI法第29条第1項（同項第1号に係る部分に限る。（エ）および（オ）eにおいて同じ。）の規定により公共施設等運営権（PFI法第2条第7項に規定する公共施設等運営権をいう。（エ）及び（オ）eにおいて同じ。）を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない法人
				4. 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）がPFI法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時、現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人としてPFI法で定めるものをいう。（キ）において同じ。）であった法人で、その取消しの日から5年を経過しないもの
				5. 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者

破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

公共施設等運営権者がPFI法第29条第1項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前30日以内に当該公共施設等運営権者の役員であった者で、その取消しの日から5年を経過しない者

営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がaからeまでのいずれかに該当する者

* + - * 1. 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
				2. その者の親会社等が（イ）から（カ）までのいずれかに該当する法人
				3. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者
				4. 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者及び同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
				5. 府の区域内に事業所を有する者にあっては、府税に係る徴収金を完納していない者
				6. 府の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していない者
				7. 消費税及び地方消費税を完納していない者
				8. 国内に事業所を有しない者にあっては、事業所の所在する国における（コ）から（シ）までに掲げる税に相当する税等に係る徴収金を完納していない者
				9. 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による命令を受けている者
				10. 建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者
				11. 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者
				12. 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
				13. 大阪府建設工事競争入札参加資格を有する者以外の者で、大阪府入札参加停止要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（参加資格確認基準日において、同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、当該各号に定める期間を経過したと認められる者を除く。）
				14. 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けている者（（ク）に掲げる者を除く。）又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（（ク）に掲げる者を除く。）
				15. 府を当事者の一方とする契約（府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。）に関し、入札談合等（入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者（この告示の日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。）
				16. 本事業についてアドバイザリー業務に関係している以下の者又はこれらの者と資本面若しくは人事面において密接な関連がある者。

・三菱UFJリサーチ＆コンサルティング株式会社

・株式会社東畑建築事務所

・弁護士法人御堂筋法律事務所

* + - * 1. 選定委員会の選定委員又は選定委員が属する法人と資本面又は人事面において密接な関連がある者。
		1. 業務を遂行する入札参加者の参加資格要件
			1. 「設計業務」を行う者の要件
				1. 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法第202号）に基づく設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を持つ者を有していること。
				2. 構成員又は協力企業で設計業務を行う企業のうち1社は、平成20年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計の実績を有していること。
			2. 「施工業務」及び「移設等業務」を行う者の要件
				1. 構成員及び協力企業のうち施工業務を行う企業は、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定による「管工事」に係る特定建設業の許可を受けていること。
				2. 構成員及び協力企業で施工業務を行う企業のうち少なくとも１社は、管工事について、「大阪府建設工事一般競争（特定調達）入札参加資格」の認定を受けていること。
				3. 構成員又は協力企業で施工業務を行う企業のうち1社は、平成20年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る施工の実績を有していること。
			3. 「工事監理業務」を行う者の要件
				1. 常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係がある建築士法（昭和25年法律第202号）に基づく設備設計一級建築士または建築設備士の資格を持つもの者を有していること。
				2. 構成員又は協力企業で工事監理業務を行う企業のうち1社は、平成20年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンの改修工事に係る設計又は工事監理の実績を有していること。
			4. 「維持管理業務」を行う者の要件
				1. 維持管理業務を行うにあたって、選択したエネルギー方式での運用に必要となる資格を持つ者を配置できること。なお、当該資格を持つ者は常勤の自社社員で、かつ、資格確認書類提出日において引き続き3か月以上の雇用関係があること。
				2. 構成員又は協力企業で維持管理業務を行う企業のうち1社は、平成20年度以降に、複数系統のマルチパッケージ型エアコンを連続して1年以上維持管理している実績を有していること。
	1. 参加資格の喪失

入札参加者が、参加資格確認基準日から事業契約締結日までの間に、参加資格要件を満たさなくなった場合は、原則として当該入札参加者の参加資格を取り消します。ただし、以下に記載する要件を満たした場合は引き続き有効とします。

入札参加資格審査書類に明示が義務づけられている者（以下「応募企業」といいます。）のうち、1ないし複数の企業が参加資格を喪失した場合において、参加資格を喪失しなかった企業（以下「残存企業」といいます。）のみ又は参加資格を喪失した企業（以下「喪失企業」といいます。）と同等の能力・実績を持つ新たな企業を構成員又は協力企業として加えたうえで、入札参加者の再編成を府に申請し、事業契約締結日までに府が認めた場合。ただし、残存企業のみで入札参加者の再編成を府に申請する場合は、当該残存企業のみで入札参加者の参加資格要件を満たしていることが必要です。なお、当該申請では、喪失企業が行う予定であった業務を代替する企業の特定も行うこととします。ただし、応募企業のうち、代表企業が参加資格要件を喪失した場合は、当該入札参加者の参加資格を取り消します。

1. 事業者の募集及び選定に関する事項
	1. 事業者の募集及び選定に関する基本的な考え方

府は、透明性の確保と公正な競争の促進に配慮しながら、参画を希望する事業者から本事業に対する提案を広く公募します。

事業者の選定にあたっては、府が支払う本事業の実施に係るサービス対価の額をはじめ、事業者の設計能力、施工能力、維持管理能力、資金調達能力等を総合的に評価する総合評価一般競争入札方式に付することとして、その旨を大阪府公報に登載し公告します。

また、本事業は、WTO政府調達協定の対象となる事業であり、入札手続きは「大阪府の物品等又は特定役務の調達手続きの特例に関する規則」及びPFI法に基づいて実施します。

* 1. 選定の手順及びスケジュール

事業者の選定にあたっては、次の手順で行うことを予定しています。

|  |  |
| --- | --- |
| 日　程（予定） | 内　容 |
| 2018年 | 6月 8日 | 入札説明書等の公表 |
| （平成30年） | 6月20日 | ～7月3日 | 参考図書の貸与の受付 |
|  | 6月20日 |  | 入札説明書等に関する説明会の開催 |
|  | 6月20日 | ～6月27日 | 第1回入札説明書等に関する質問の受付 |
|  | 7月 2日 | ～7月 6日 | 第2回現地見学の申込受付 |
|  | 7月中旬 | 第1回入札説明書等に関する質問への回答の公表 |
|  | 7月23日 | ～8月10日 | 第2回現地見学の開催 |
|  | 8月3日 | ～8月10日 | 第2回入札説明書等に関する質問の受付 |
|  | 9月上旬 | 第2回入札説明書等に関する質問への回答の公表 |
|  | 9月21日 | 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の受付 |
|  | 10月 2日 | 資格確認結果の通知 |
|  | 10月19日 | 入札書及び提案書の受付 |
|  | 11月下旬 | 落札者の決定 |
|  | 12月下旬 | 基本協定の締結 |
|  | 〃 | 審査講評の公表 |
| 2019年 | 2月上旬 | 仮契約の締結 |
| （平成31年） | 3月下旬 | 事業契約の締結 |

* 1. 事業者を選定しない場合

事業者の募集、評価及び事業者の選定において、最終的に入札参加者がいない場合、又はいずれの入札参加者の提案によっても公的財政負担の縮減の達成が見込めないなどの理由により、落札者を選定せず、特定事業の選定を取り消す場合があります。特定事業の選定を取り消した場合には、この旨を速やかにホームページに掲載し、公表します。

1. 入札に関する事項
	1. 入札手続き
		1. 参考図書の貸与の受付

府は、入札説明書等の参考図書として以下の書類を本事業に応募しようとする事業者のうち希望者に貸与します。貸与手続の方法や日程等の詳細については、別紙2に従って手続等を行い、貸与を受けてください。

府が貸与する参考図書は、一般公表することを前提としていない情報であるため、関係者以外配布禁止とし、取扱いに注意してください。

なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、府は保証するものではありません。

* + - 1. 申込期間

2018（平成30）年6月20日（水）～2018（平成30）年7月3日（火）17：00まで

* + - 1. 貸出期間

2018（平成30）年6月20日（水）～2018（平成30）年7月3日（火）17：00まで

9：00から17：00（※12：00から13：00を除く。）

なお、貸与された資料は2018（平成30）年10月19日（金）17:00までに返却してください。

* + - 1. 貸与する参考図書

・平成30年度公立学校施設台帳（全対象校分）

・対象教室図示図面（全対象校分）

・既存空調機器リスト（過年度の大阪府立高等学校教育環境改善事業の設置分）

・既設空調機器リスト（上記以外の対象教室分）

・単線結線図（全対象校分）

・エネルギー設備現況一覧（ガス利用状況、受変電容量、契約電力 等）

・平成29年度のエネルギー消費量一覧

・既存空調設備に係る図面（過年度の大阪府立高等学校教育環境改善事業の設置分）

・四條畷高等学校・桃谷高等学校・天王寺高等学校 図面（CAD形式）

・吹付アスベストについて

* + 1. 入札説明書等に関する説明会の開催

入札説明書等に関する説明会を次の要領により開催します。

* + - 1. 開催日及び場所

日時 ：2018（平成30）年6月20日（水）10：00（開場は9：30から）

場所 ：大阪府庁分館6号館　大阪府契約局　第3入札室

* + - 1. 申込方法

入札説明書等説明会参加申込書（様式0-1）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。なお、メールタイトルは「入札説明書等に関する説明会参加申込（企業名）」と明記してください。

出席者は、一企業につき２名までとします。

参加申込書のファイル形式はMicrosoft Excel®とします。

申込先アドレスは第8・5.に示す「問い合わせ先」を参照してください。

* + - 1. 参加申込受付期間

2018（平成30）年6月11日（月）～2018（平成30）年6月15日（金）17：00必着

* + 1. 第1回入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付けます。

* + - 1. 受付期間

2018（平成30）年6月20日（水）～2018（平成30）年6月27日（水）17：00必着

* + - 1. 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式1-1）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。なお、メールタイトルは「第1回入札説明書等に関する質問（企業名）」と明記してください。

意見書のファイル形式はMicrosoft Excel®とします。

申込先アドレスは第8・5.に示す「問い合わせ先」を参照してください。

* + - 1. 回答方法

第1回入札説明書等に関する質問に対する回答は2018（平成30）年7月上旬にホームページにおいて公表します。この際、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

* + 1. 第2回現地見学の申込受付及び実施

本事業の対象校全校について、現地見学の機会を設けます。なお、具体的な日程、申込み方法等は、後日ホームページで公表する「第2回現地見学会実施要領」を参照してください。

* + 1. 第2回入札説明書等に関する質問の受付及び回答の公表

入札説明書等に記載された内容に関する質問を次の要領により受け付けます。

* + - 1. 受付期間

2018（平成30）年8月3日（金）～2018（平成30）年8月10日（金）17：00必着

* + - 1. 提出方法

入札説明書等に関する質問書（様式1-1）をホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、電子メール（ファイル添付）にて提出してください。なお、メールタイトルは「第2回入札説明書等に関する質問（企業名）」と明記してください。

意見書のファイル形式はMicrosoft Excel®とします。

申込先アドレスは第8・5.に示す「問い合わせ先」を参照してください。

* + - 1. 回答方法

第2回入札説明書等に関する質問に対する回答は2018（平成30）年8月下旬にホームページにおいて公表します。この際、質問の内容を考慮して、入札説明書等の内容を変更する場合があります。

* + 1. 入札参加表明書及び入札参加資格確認書類の受付

入札参加希望者は、様式集に示す「入札参加表明時の提出書類」を以下のとおり提出してください。

* + - 1. 受付期間

2018（平成30）年9月21日（金）10:00から17：00まで

* + - 1. 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限る。）により提出すること。

* + - 1. 提出先

第8・5.に示す「問い合わせ先」に提出すること。

* + 1. 資格確認結果の通知

入札参加資格審査の結果を2018（平成30）年10月2日（火）までに代表企業に対して通知します。なお、入札参加資格審査の結果、入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、通知を受けた日から７日以内に、府に対してその理由について書面により説明を求めることができます。府は、説明を求めた者に対し、説明要求を受けた日から７日以内に、書面により回答します。

* + 1. 入札書及び提案書の受付

入札参加者は、様式集に示す「入札時の提出書類」を以下のとおり提出してください。なお、入札日時に遅れた場合は、入札に参加できません。

* + - 1. 入札日時

2018（平成30）年10月19日（金）14：00

* + - 1. 入札場所

大阪府庁分館6号館　大阪府契約局　第3入札室

* + - 1. 入札を行う者

原則として、代表企業とします。ただし、「委任状（代理人）」（様式4-5）を事前に提出している場合又は入札日に持参した場合のみ、代表企業の代理人の参加を可とします。

* + - 1. 提案書の提出方法

入札書及び提案書は、持参又は郵送（郵送の場合は、配達記録が残る方法に限ります。また、入札日の前日17：00までに到着するよう発送してください。）により提出してください。

* + - 1. 入札及び開札の手順

入札回数は1回とします。入札及び開札は、代表企業又はその代理人の立会いの上行うものとし、代表企業又はその代理人が開札に立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない府職員を立ち会わせるものとします。なお、当該開札では、入札価格が予定価格を超えていないことを確認するのみとし、この際の入札価格の公表は行いません。

* + - 1. 入札を辞退する場合

入札参加資格が確認された入札参加者が入札を辞退する場合は、入札日の前日までに入札辞退届（様式3-5）を第8・5.に示す「問い合わせ先」に提出することとします。

* + 1. プレゼンテーション審査の実施

入札参加者に対し、2018（平成30）年11月中旬から11月下旬（予定）に提案書の内容に関するプレゼンテーション審査を実施します。具体的な実施方法は、後日、代表企業に対して通知します。

* 1. 入札参加に関する留意事項
		1. 入札説明書等の承諾

入札参加者は、入札書の提出をもって、入札説明書等及び追加資料の記載内容（入札説明書等に記載の条例、規則、要綱、要領等については、最新版が適用されることも含む。）を承諾したものとみなします。

* + 1. 費用負担

入札に伴う費用は、すべて入札参加者の負担とします。

* + 1. 入札保証金

入札保証金は、免除します。

* + 1. 使用する言語、通貨単位及び時刻

入札に関して使用する言語は、日本語、単位は、計量法（平成４年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は、円、時刻は日本標準時とします。

* + 1. 著作権

提案審査書類の著作権は、入札参加者に帰属します。ただし、大阪府が大阪府情報公開条例（平11年条例第39号）に基づき応募内容を公表する場合、その他府が必要と認めるときには、府は提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとします。

また、契約に至らなかった入札参加者の提案については、府による事業者選定過程等の説明以外の目的には使用しないものとします。

* + 1. 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として入札参加者が負うこととします。

* + 1. 提出書類の取扱い

提出された提出書類については、変更、差し替え及び再提出は、府から指示する場合を除き認めないこととし、また返却しません。

* + 1. 府からの提示資料の取扱い

府が提示する資料は、入札に係る検討以外の目的で使用することはできません。

* + 1. 入札の中止等

天災地変等やむを得ない理由により、入札の執行ができないときは、これを延期し、又は中止する場合があります。

また、入札参加者の談合の疑い、不正不穏行動等により入札を公正に執行できないと認められるときには、入札の執行を延期し、又は中止する場合があります。

* + 1. 入札無効に関する事項

以下のいずれかに該当する入札は、無効とします。なお、落札者決定後において、当該落札者が無効の入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消します。

① 入札に参加する者に必要な資格のない者が入札したもの

② 虚偽の参加資格確認申請を行った者が入札したもの

③ 入札書が所定の日時までに到着しないもの

④ 一の入札に同一の入札者から２通以上の入札書が出されたもの

⑤ 入札書に必要な記名押印のないもの

⑥ 金額その他主要事項の記載が不明確なもの

⑦ 代理人が入札する場合において、委任状の提出がないもの

⑧ 入札者が明らかに協定して入札し、その他入札に際し不正の行為があったと認められるもの

⑨ その他入札に関する条件に違反したもの

* + 1. その他

入札説明書等に定めるもののほか、入札にあたって必要な事項が生じた場合には、代表企業に通知します。

* 1. 入札予定価格

本事業の予定価格は、16,067,134千円（消費税及び地方消費税を除く。）とします。ただし、消費税及び地方消費税を加えた額は、17,178,811千円を超えないこととします。

1. 落札者の決定
	1. 落札者の決定

（１） 審査は、落札者決定基準に従い実施します。具体的な審査の方法及び評価基準等は落札者決定基準に示します。

（２） 提案審査のうち性能審査及び価格審査については、選定委員会が審査を行い、最優秀提案を選定します。

（３） 府は、選定委員会の審査結果を踏まえ、落札者を決定します。

* 1. 審査結果の通知

審査結果は、落札者決定後速やかに、全ての代表企業に対して通知します。

* 1. 審査結果等の公表

審査結果及び客観的評価の結果については、ホームページにおいて公表します。

1. 提案に関する条件

本事業の提案に関する条件は以下のとおりです。入札参加者は、これらの条件を踏まえて、提案書類を作成するものとします。なお、入札参加者の提案が要求水準書に示す要件を満たしていない場合は失格とします。

* 1. 事業者が行う業務

事業者が行う業務は、第1・4・（1）のとおりとし、詳細は要求水準書に示します。

* 1. 業務の委託

事業者は、提案書類に示したとおり、構成員又は協力企業に本事業の業務を委託又は請け負わせるものとし、府の承諾を得た場合に限り、提案書類に示していない第三者に委託又は業務を請け負わせることができるものとします。なお、第三者への業務の委託又は請負は、すべて事業者の責任において行うものとし、事業者が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた増加費用及び損害は、その原因及び結果のいかんにかかわらず、すべて事業者が責任を負うものとします。

* 1. 事業者の収入

府は、事業者との間で締結する事業契約に従い、事業者からサービスを購入する対価として、設計、施工、工事監理、所有権移転に係る対価（以下「設計・施工等のサービス対価」という。）及び維持管理業務に係る対価（以下「維持管理のサービス対価」という。）を支払います。支払方法、支払時期等については、事業契約書（案）別紙11を参照してください。

* 1. 府によるモニタリングの実施

府は、事業期間中、事業者が行う業務に関するモニタリングを行います。事業者が提供する本事業のサービスが、事業契約において定められたサービス水準を満たしていない場合には、事業契約に基づきサービス対価を減額します。詳細については、事業契約書（案）別紙9を参照すること。

* 1. 保険

事業契約書（案）別紙15を参照すること。

* 1. 府と事業者の責任分担
		1. 基本的考え方

本事業においては、最も適切にリスクを管理することのできる者が当該リスクを負うとの考え方に基づき、府と事業者が適正にリスクを分担することを基本とします。

したがって、事業者が担当する業務に係るリスクについては、基本的には事業者が負うものとします。ただし、府が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、府がそのすべて又は一部を負うこととします。

* + 1. 予想されるリスクと責任分担

府と事業者の責任分担は、事業契約書（案）に示すとおりであり、入札参加者は、負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うこととします。

* 1. 財務書類の提出

事業者は、毎事業年度経過後3か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査済みの当該事業年度の財務書類を自己の費用で作成し、府に提出してください。

1. 契約に関する事項
	1. 契約手続き

（１） 府と落札者は、入札説明書等及び入札提出書類に基づき基本協定を締結します。

（２） 府は特別目的会社と、基本協定に基づき事業実施の詳細条件を協議、調整し、2019（平成31）年2月を目途に仮契約を締結するよう努めるものとします。

（３） 仮契約は、当該契約に関する議案が2019（平成31）年2月定例会の議決を経た場合に本契約となります。

（４） 落札者の構成員又は協力企業が、落札者決定日から事業契約締結までの間に、参加資格要件を満たさなくなったときは、事業契約を締結しない場合があります。

* 1. 事業契約の概要

事業契約において、事業者が遂行すべき設計、施工、工事監理、維持管理及び移設等に関する業務内容、業務期間、リスク分担、金額及び支払方法等を定めます。

* 1. 契約金額

契約金額は、落札価格のうち、設計・施工等に係る費用を府が分割して支払うことに伴う割賦手数料を除いた部分に係る消費税及び地方消費税相当額を、落札価格に加えた金額とします。

* 1. 契約の保証

事業契約書（案）を参照すること。

* 1. 特別目的会社の設立

落札者は、仮契約締結までに会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社として特別目的会社を設立しなければなりません。特別目的会社の設立にあたっての要件は以下のとおりとします。

（１） 本店の所在地は、大阪府内とします。

（２） 特別目的会社は、その資本金が本事業を安定的に実施するのに十分な額である閉鎖会社であり、取締役会及び監査役を設置する株式会社でなくてはなりません。

（３） 落札者の構成員は、特別目的会社の株主総会における全議決権の2分の1を超える議決権を保有するものとし、かつ、代表企業の議決権保有割合は出資者中最大となるものとします。

（４） 構成員以外の者が特別目的会社の出資者になることは可能ですが、当該出資者の議決権保有割合は、全事業期間において全議決権の2分の1未満とします。

* 1. 事業者の事業契約上の地位

府の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務を譲渡、担保提供その他の方法により処分してはなりません。株式、新株予約権付社債を新たに発行しようとする場合も同様とします。なお、構成員等が保有する特別目的会社の株式については、府の事前の書面による承諾がなければ、譲渡、担保権等の設定その他の処分を行うことはできません。

* 1. 金融機関との協議

事業者は、府が本事業に関して、事業の継続性をできるだけ確保する目的で、事業者に融資する金融機関（以下「融資金融機関」という。）と協議を行い、直接協定を締結する場合があることを予め承諾するものとします。かかる協議においては、概ね以下の事項を定めることとします。

（１） 府が事業契約を終了させる際の融資金融機関への通知及び協議に関する事項

（２） 事業者が事業契約に関する権利又は義務を融資金融機関又はその指定する第三者に譲渡し、又は担保提供する場合の府の書面による承諾に関する事項

（３） 融資金融機関が事業者から担保提供を受けた権利を実行する際の府との協議に関する事項

* 1. 管轄裁判所の指定

事業契約に関する紛争については、大阪地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

1. その他
	1. 法制上及び税制上の措置

現時点で、府は本事業に関する法制上及び税制上の措置等は想定していません。

府は、選定事業者による業務実施に必要な許認可等の取得に関し、協力することとします。

* 1. 財政上及び金融上の支援

府は、本事業に関する財政上及び金融上の支援等は想定していません。財政上及び金融上の提案については、入札参加者が自らのリスクで実行することとします。

* 1. 事業の継続が困難となった場合における措置

本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細については、事業契約に定めます。

* 1. 情報提供

本事業に関する情報は、適宜、ホームページに掲載し提供します。

* 1. 問い合わせ先

入札説明書等に関する問い合わせ先は以下のとおりとします。なお、問い合わせに対する回答については、公平を期すため、ホームページに掲載し、公表します。

|  |
| --- |
| 担当　　教育庁施設財務課住所　　〒540-8570 大阪府大阪市中央区大手前二丁目 大阪府庁別館3階電話　　06-6944-6898FAX　　 06-6944-6900ホームページアドレス　<http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoishisetsu/ks_kutyou/index.html>電子メールアドレス　　shisetsuzaimu@sbox.pref.osaka.lg.jp |

別紙1　本事業の対象校一覧

| No | 学校名 | 所在地 | 対象室数 |
| --- | --- | --- | --- |
| 1 | 北野高等学校 | 大阪市淀川区新北野二丁目 | 25 |
| 2 | 北淀高等学校 | 大阪市東淀川区豊里二丁目 | 31 |
| 3 | 大手前高等学校 | 大阪市中央区大手前二丁目 | 31 |
| 4 | 旭高等学校 | 大阪市旭区高殿五丁目 | 30 |
| 5 | 茨田高等学校 | 大阪市鶴見区安田一丁目 | 29 |
| 6 | 清水谷高等学校 | 大阪市天王寺区清水谷町 | 28 |
| 7 | 高津高等学校 | 大阪市天王寺区餌差町 | 30 |
| 8 | 夕陽丘高等学校 | 大阪市天王寺区北山町 | 29 |
| 9 | 港高等学校 | 大阪市港区波除二丁目 | 31 |
| 10 | 市岡高等学校 | 大阪市港区市岡元町二丁目 | 28 |
| 11 | 泉尾高等学校 | 大阪市大正区泉尾三丁目 | 26 |
| 12 | 勝山高等学校 | 大阪市生野区巽東（東）三丁目 | 28 |
| 13 | 天王寺高等学校 | 大阪市阿倍野区三明町二丁目 | 32 |
| 14 | 阿倍野高等学校 | 大阪市阿倍野区阪南町一丁目 | 31 |
| 15 | 東住吉高等学校 | 大阪市平野区平野西二丁目 | 30 |
| 16 | 平野高等学校 | 大阪市平野区長吉川辺四丁目 | 28 |
| 17 | 阪南高等学校 | 大阪市住吉区庭井二丁目 | 31 |
| 18 | 大阪府教育センター附属高等学校 | 大阪市住吉区苅田四丁目 | 29 |
| 19 | 池田高等学校 | 池田市旭丘二丁目 | 37 |
| 20 | 渋谷高等学校 | 池田市畑四丁目 | 27 |
| 21 | 豊中高等学校 | 豊中市上野西二丁目 | 35 |
| 22 | 桜塚高等学校 | 豊中市中桜塚四丁目 | 32 |
| 23 | 豊島高等学校 | 豊中市北緑丘三丁目 | 31 |
| 24 | 刀根山高等学校 | 豊中市刀根山六丁目 | 26 |
| 25 | 箕面高等学校 | 箕面市牧落四丁目 | 35 |
| 26 | 春日丘高等学校 | 茨木市春日二丁目 | 29 |
| 27 | 茨木高等学校 | 茨木市新庄町 | 35 |
| 28 | 茨木西高等学校 | 茨木市紫明園 | 24 |
| 29 | 北摂つばさ高等学校 | 茨木市玉島台 | 28 |
| 30 | 吹田高等学校 | 吹田市原町四丁目 | 30 |
| 31 | 北千里高等学校 | 吹田市藤白台五丁目 | 34 |
| 32 | 山田高等学校 | 吹田市山田東三丁目 | 28 |
| 33 | 三島高等学校 | 高槻市今城町 | 33 |
| 34 | 高槻北高等学校 | 高槻市別所本町 | 34 |
| 35 | 芥川高等学校 | 高槻市浦堂一丁目 | 26 |
| 36 | 阿武野高等学校 | 高槻市氷室町三丁目 | 32 |
| 37 | 大冠高等学校 | 高槻市大塚町四丁目 | 30 |
| 38 | 槻の木高等学校 | 高槻市城内町 | 30 |
| 39 | 摂津高等学校 | 摂津市学園町一丁目 | 32 |
| 40 | 島本高等学校 | 三島郡島本町桜井台 | 24 |
| 41 | 四條畷高等学校 | 四條畷市雁屋北町 | 32 |
| 42 | 寝屋川高等学校 | 寝屋川市本町 | 36 |
| 43 | 西寝屋川高等学校 | 寝屋川市葛原（原）二丁目 | 24 |
| 44 | 北かわち皐が丘高等学校 | 寝屋川市寝屋北町 | 32 |
| 45 | 枚方高等学校 | 枚方市大垣内町三丁目 | 27 |
| 46 | 長尾高等学校 | 枚方市長尾家具町五丁目 | 29 |
| 47 | 牧野高等学校 | 枚方市南船橋一丁目 | 31 |
| 48 | 香里丘高等学校 | 枚方市東中振二丁目 | 27 |
| 49 | 枚方津田高等学校 | 枚方市津田北町二丁目 | 2 |
| 50 | 枚方なぎさ高等学校 | 枚方市磯島元町 | 31 |
| 51 | 守口東高等学校 | 守口市八雲中町二丁目 | 28 |
| 52 | 門真西高等学校 | 門真市柳田町 | 29 |
| 53 | 門真なみはや高等学校 | 門真市島頭四丁目 | 31 |
| 54 | 野崎高等学校 | 大東市寺川一丁目 | 24 |
| 55 | 緑風冠高等学校 | 大東市深野四丁目 | 28 |
| 56 | 交野高等学校 | 交野市寺南野 | 29 |
| 57 | 布施高等学校 | 東大阪市下小阪三丁目 | 37 |
| 58 | 花園高等学校 | 東大阪市花園東町三丁目 | 31 |
| 59 | 布施北高等学校 | 東大阪市荒本西一丁目 | 23 |
| 60 | かわち野高等学校 | 東大阪市新庄四丁目 | 28 |
| 61 | みどり清朋高等学校 | 東大阪市池島町六丁目 | 24 |
| 62 | 山本高等学校 | 八尾市山本町北一丁目 | 31 |
| 63 | 八尾高等学校 | 八尾市高町 | 33 |
| 64 | 八尾翠翔高等学校 | 八尾市神宮寺三丁目 | 30 |
| 65 | 生野高等学校 | 松原市新堂一丁目 | 35 |
| 66 | 大塚高等学校 | 松原市西大塚二丁目 | 28 |
| 67 | 河南高等学校 | 富田林市錦ケ丘町 | 30 |
| 68 | 富田林高等学校 | 富田林市谷川町 | 34 |
| 69 | 金剛高等学校 | 富田林市藤沢台二丁目 | 32 |
| 70 | 懐風館高等学校 | 羽曳野市大黒 | 30 |
| 71 | 長野高等学校 | 河内長野市原町二丁目 | 29 |
| 72 | 藤井寺高等学校 | 藤井寺市津堂三丁目 | 29 |
| 73 | 狭山高等学校 | 大阪狭山市半田四丁目 | 29 |
| 74 | 登美丘高等学校 | 堺市東区西野 | 27 |
| 75 | 泉陽高等学校 | 堺市堺区車之町東三丁 | 34 |
| 76 | 三国丘高等学校 | 堺市堺区南三国ケ丘町二丁 | 33 |
| 77 | 鳳高等学校 | 堺市西区原田 | 32 |
| 78 | 金岡高等学校 | 堺市北区金岡町 | 32 |
| 79 | 東百舌鳥高等学校 | 堺市中区土塔町 | 31 |
| 80 | 堺西高等学校 | 堺市南区桃山台四丁 | 25 |
| 81 | 福泉高等学校 | 堺市西区太平寺 | 28 |
| 82 | 堺上高等学校 | 堺市西区上 | 29 |
| 83 | 成美高等学校 | 堺市南区城山台四丁 | 29 |
| 84 | 美原高等学校 | 堺市美原区平尾 | 26 |
| 85 | 泉大津高等学校 | 泉大津市北豊中町一丁目 | 29 |
| 86 | 伯太高等学校 | 和泉市伯太町一丁目 | 26 |
| 87 | 信太高等学校 | 和泉市葛の葉町（の葉町）三丁目 | 29 |
| 88 | 高石高等学校 | 高石市千代田六丁目 | 32 |
| 89 | 和泉高等学校 | 岸和田市土生町一丁目 | 31 |
| 90 | 岸和田高等学校 | 岸和田市岸城町 | 35 |
| 91 | 久米田高等学校 | 岸和田市額原町 | 26 |
| 92 | 佐野高等学校 | 泉佐野市市場東二丁目 | 28 |
| 93 | 日根野高等学校 | 泉佐野市日根野 | 26 |
| 94 | 貝塚南（貝南）高等学校 | 貝塚市（貝市）橋本 | 33 |
| 95 | りんくう翔南高等学校 | 泉南市樽井（井）二丁目 | 32 |
| 96 | 泉鳥取高等学校 | 阪南市緑ケ丘一丁目 | 25 |
| 97 | 園芸高等学校 | 池田市八王寺二丁目 | 5 |
| 98 | 農芸高等学校 | 堺市美原区北余部 | 26 |
| 99 | 淀川工科高等学校 | 大阪市旭区太子橋三丁目 | 34 |
| 100 | 西野田工科高等学校 | 大阪市福島区大開二丁目 | 40 |
| 101 | 今宮工科高等学校 | 大阪市西成区出城一丁目 | 35 |
| 102 | 茨木工科高等学校 | 茨木市春日五丁目 | 35 |
| 103 | 城東工科高等学校 | 東大阪市西鴻池町二丁目 | 37 |
| 104 | 布施工科高等学校 | 東大阪市宝持三丁目 | 32 |
| 105 | 藤井寺工科高等学校 | 藤井寺市御舟町 | 33 |
| 106 | 堺工科高等学校 | 堺市堺区大仙中町 | 33 |
| 107 | 佐野工科高等学校 | 泉佐野市高松東一丁目 | 35 |
| 108 | 住吉高等学校 | 大阪市阿倍野区北畠二丁目 | 35 |
| 109 | 千里高等学校 | 吹田市高野台二丁目 | 31 |
| 110 | 泉北高等学校 | 堺市南区若松台三丁 | 30 |
| 111 | 港南造形高等学校 | 大阪市住之江区南港東二丁目 | 22 |
| 112 | 成城高等学校 | 大阪市城東区諏訪三丁目 | 22 |
| 113 | 今宮高等学校 | 大阪市浪速区戎本町二丁目 | 33 |
| 114 | 西成高等学校 | 大阪市西成区津守一丁目 | 32 |
| 115 | 長吉高等学校 | 大阪市平野区長吉長原西三丁目 | 25 |
| 116 | 能勢高等学校 | 豊能郡能勢町上田尻 | 15 |
| 117 | 箕面東高等学校 | 箕面市粟生外院五丁目 | 34 |
| 118 | 千里青雲高等学校 | 豊中市新千里南町一丁目 | 29 |
| 119 | 福井高等学校 | 茨木市西福井三丁目 | 32 |
| 120 | 芦間（間）高等学校 | 守口市外島町 | 31 |
| 121 | 枚岡樟風高等学校 | 東大阪市鷹殿町 | 29 |
| 122 | 八尾北高等学校 | 八尾市萱振町七丁目 | 31 |
| 123 | 松原高等学校 | 松原市三宅東三丁目 | 32 |
| 124 | 堺東高等学校 | 堺市南区晴美台一丁 | 32 |
| 125 | 貝塚（貝）高等学校 | 貝塚市（貝市）畠中一丁目 | 31 |
| 126 | 岬高等学校 | 泉南郡岬町淡輪 | 27 |
| 127 | 東住吉総合高等学校 | 大阪市平野区喜連西二丁目 | 25 |
| 128 | 和泉総合高等学校 | 和泉市富秋町一丁目 | 30 |
| 129 | 桃谷高等学校 | 大阪市生野区勝山南三丁目 | 29 |

別紙2　参考図書の貸与について

1．参考図書の貸与について

事業者の参入促進及び本事業に係る理解向上等のため、参考図書を次のとおり希望者に貸与します。なお、参考図書の内容と実際の対象校の状況との整合について、府は保証するものではありません。

（参考図書）

・平成30年度公立学校施設台帳（全対象校分）

・対象教室図示図面（全対象校分）

・既存空調機器リスト（過年度の大阪府立高等学校教育環境改善事業の設置分）

・既設空調機器リスト（上記以外の対象教室分）

・単線結線図（全対象校分）

・エネルギー設備現況一覧（ガス利用状況、受変電容量、契約電力 等）

・平成29年度のエネルギー消費量一覧

・既存空調設備に係る図面（過年度の大阪府立高等学校教育環境改善事業の設置分）

・四條畷高等学校・桃谷高等学校・天王寺高等学校 図面（CAD形式）

・吹付アスベストについて

2．申込方法

○申込期間

2018（平成30）年6月20日（火）～2018（平成30）年7月3日（火）17：00まで

○申込方法

参考図書の貸与を希望する企業は、府のホームページより、「参考図書貸与申込書」（様式0-2）のファイルを入手し、必要事項を記入の上、電子メールにファイルを添付し、下記申込先に提出してください。なお、メールタイトルは「参考図書の貸与申込（企業名）」と明記してください。

○申込先

第8・5.の問い合わせ先参照。

3．貸与及び返却

○貸出方法

第8・5.記載の窓口に訪問し、「参考図書貸与申込書」（様式0-2）を、押印のうえ、参考図書の受領時に提出してください。府は、当該押印済申込書と引換えに参考図書の貸与を行います。なお、訪問にあたっては事前に府と訪問予定時刻について連絡・調整を行い、約束した時刻に訪問してください。

○貸出期間

2018（平成30）年6月20日（火）～2018（平成30）年7月3日（火）17：00まで

9：00から17：00（※12：00から13：00を除く。）

○返却期間

貸与された資料は2018（平成30）年10月19日（金）17:00までに返却してください。